

高企第 1 1 6 号
令和 7 年 8 月 7 日

陸上自衛隊

中部方面総監 遠藤 充 様

高島市長 今城 克啓

饗庭野演習場における全火器の射撃訓練の再開について（回答）

貴職におかれましては、日頃から我が国の平和と安全はもとより、国民の生命や財産を守り、さらには災害時の救助活動の展開等、極めて崇高な任務にご精励いただいておりますことに対しまして、まずもって敬意を表します。

さて、本年 2 月 3 日に発生しました陸上自衛隊中部方面特科連隊第 3 大隊による 155mm 榴弾砲 FH70 の射撃訓練中に 1 発の着弾が確認できなかった事案は、今回で 5 度目の市民生活の安全を揺るがす極めて憂慮すべき事案です。これまでの平成 27 年 7 月に発生した重機関銃による跳弾事故、平成 30 年 11 月の 81mm 迫撃砲の場外弾着事故、令和元年 9 月の IR 照明弾の場外弾着事故、さらには令和 3 年 6 月の 120mm 迫撃砲の場外弾着事故を受けて、その都度安全対策が講じられてきたにもかかわらず、再度、本事案が発生しましたことは、極めて遺憾です。

そのため、市としましては、直ちに饗庭野演習場における全ての実弾射撃訓練の中止を要請したところです。

その後、地中搜索において演習場内で発見された金属片が当該不明弾であると特定され、本年 7 月 26 日に中部方面総監部に設置された事故調査委員会からの調査結果と再発防止策等にかかる報告書が本職に提示されています。報告書には、教育の徹底による全隊員の意識改革を図ることや、全火器の安全確認および FH70 について饗庭野演習場外への飛翔を物理的に制限するなど、抜本的な内容を含む具体的な再発防止策が示されております。また、同報告書の内容は、本市の議会議員をはじめ周辺区・自治会の役員等に説明されたことについても承知しています。

その上で、令和 7 年 7 月 30 日付、中方訓第 290 号により依頼のありましたあいはら演習場における全火器の射撃の再開に関しましては、今回示されました再発防止策等については一定の評価ができる内容であること、さらには我が国を取り巻く安全保障環境が極めて厳しい状況にある中、訓練により練度を高めていただくことの重要性、必要性は十分理解できますことから、本日付けをもって再開を容認することといたします。

今後におきましては、市民の安全確保を最優先事項とされ、今回示された再発防止策等の徹底はもとより、その絶対条件となります安全管理に万全の措置が講じられますよう要望いたします。